

宣誓書

令和 年 月 日

岸和田市長 様

住 所

申請者
(契約者)

商号・名称

代表者名

⑩

私は、岸和田市一般家庭普通ごみ及び粗大ごみ処理手数料収納事務委託に係る指定公金事務取扱者の指定の申出を行うにあたり、下記について宣誓いたします。

記

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者の指定を受けるため、地方自治法施行令第 173 条に規定する指定公金事務取扱者等の要件に満たしております。

なお、指定後において欠格事由に該当すると判明した場合には、当該指定の取消をされても異議の申立てはいたしません。

以上

地方自治法（抜粋）

（指定公金事務取扱者）

第 2 4 3 条の 2

普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第 1 項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第 2 4 3 条の 2 の 6 までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

地方自治法施行令（抜粋）

（指定公金事務取扱者等の要件）

第 1 7 3 条

地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 1 項、第 5 項及び第 6 項（同条第 7 項の規定により適用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 一．地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 1 項に規定する公金事務（次号において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- 二．その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。